

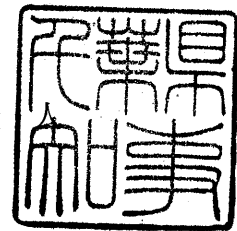
県営土地改良事業計画の概要につき佐倉市長と協議する旨の公告

このたび、佐倉市の一部を受益地域とする県営鹿島２期地区土地改良事業（区画整理）を施行したいので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８７条の３第７項において準用する同法第８７条の２第８項の規定により、事業計画の概要につき佐倉市長と協議する旨公告します。

なお、下記１～３のとおり事業計画の概要を縦覧するので、これに意見がある者は、同法第８７条の３第７項において準用する同法第８７条の２第９項の規定により、下記４のとおり縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和７年８月２２日

千葉県知事 熊谷 俊



記

１ 縦覧に供する書類の名称

県営鹿島２期地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

２ 縦覧期間

令和７年８月２５日から９月２２日まで

３ 縦覧場所

佐倉市農政課

４ 意見書の提出方法

１）意見書 住所及び氏名を記載した書面による

２）提出先 千葉県印旛農業事務所

所在地 佐倉市鎗木仲田町８－１